

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称
人と自然が共生する快適な環境のまちづくり計画
2. 地域再生計画の作成主体の名称
滋賀県蒲生郡日野町
3. 地域再生計画の区域
滋賀県蒲生郡日野町の全域

4. 地域再生計画の目標

日野町は、滋賀県の東南部に位置し、東西 14.5km、南北 12.3 km、総面積は 117.63 km²、人口約 2 万 3 千人である。町の形状はほぼ菱形で、鈴鹿山脈の西麓に広がり、丘陵や山地が多く、総面積の約 45% は山林で占めている。綿向山を水源とする日野川、竜王山を水源とする佐久良川の流域に沿って田園とまちが開けている。

日野町は、肥沃な土地に恵まれていることから、稲作と畜産が盛んに行われ、国道 307・477 号の沿道では、新しい商業施設が立地し、日野第 2 工業団地を始めとする各工業団地には、多くの優良企業が立地している。また、戦国の武将であった蒲生氏郷が幼少期を過していた城下町として栄えていたことから、古い町並みや神社仏閣が多く残されている歴史的なまちである。

他方では、少子高齢化が進み、農林業の衰退とともに後継者不足・高齢化・過疎化など多くの問題を抱えている。また、生活様式の変化による、未処理の生活雑排水が河川に流入することで水質悪化を招き、昔のような清流には程遠い現状となり、児童園児の川遊びもできない状況である。

このことから、汚水処理事業を充実することにより地域の生活環境の向上と過疎化の抑制を促すとともに、日野町が近畿の水瓶である琵琶湖の上流に位置することから、水質の改善を目標としている。

そこで、公共下水道と浄化槽の施設整備を一体的に促進しながら、河川等の水質悪化の状態を解消する。また、地域に愛着を持つ住民の輪を広げるために、住民参加による集落内の河川・水路の清掃活動の促進を図る。そして、荒廃しつつある里山の保全に取り組むことを目的に、山間地域の住民を中心にボランティア活動を呼びかけ、私有林の造林と保育、森林の整備を実施することで、「人と自然が共生する快適な環境のまちづくり」の実現を目指す。

- (目標 1) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を 32.4% から 80.3% に向上)
- (目標 2) 河川・水路等の清掃活動の促進 (ボランティアの参加率 13.1% から 23.0% に向上)

(目標3) 保有山林の造林保育や森林の整備を促進(ボランティアの参加率
2.3%から10.0%に向上)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

目標達成のために、公共下水道事業認可区域内の豊田・中山・徳谷地区の管路整備、日野町全域(ただし、下水道計画区域で7年以内に整備する地区を除く)に浄化槽の設置を同時に効率的に整備することにより汚水処理施設整備の促進を目指す。また、ボランティア参加による河川・水路等の清掃活動、保有山林の造林保育および森林の整備の促進を図る。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道・・・平成9年7月事業認可

[事業主体]

・いずれも日野町

[施設の種類]

・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

・公共下水道 日野町豊田、中山、徳谷地区
・浄化槽(個人設置型) 日野町全域(ただし、公共下水道及び農業集落排水施設整備地区を除く。)

[事業期間]

・公共下水道 平成17年度～21年度
・浄化槽(個人設置型) 平成17年度～21年度

[整備量]

・公共下水道 150～200 13,730m

・浄化槽(個人設置型) 50基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 豊田、中山、徳谷地区で1,230人

浄化槽(個人設置型) 137人

[事業費]

・公共下水道 事業費 594,000千円(うち交付金 297,000千円)
単独事業費 118,000千円

・浄化槽(個人設置型)事業費 18,270千円(うち交付金 6,090千円)

・合計 事業費 612,270千円(うち交付金 303,090千円)
単独事業費 118,000千円

5 - 3 その他の事業

(1) 住民参加による河川・水路の清掃活動

地域に愛着を持つ住民の輪を広げることを目的に、各集落からボランティアを募り、河川・水路の清掃活動を行う。

(2) 住民参加による造林・保育と森林の整備

荒廃しつつある里山の保全を目的に、山間地域の住民を中心にボランティアを募り、保有山林の造林・保育と山林の整備を行う。

6 . 計画期間

平成17年度～21年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし日野町が状況を調査、評価する。

また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、日野町の担当課で施設の整備状況等について評価・検討を行う。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし